

日 薬 情 発 第 6 9 号
令 和 7 年 7 月 8 日

都道府県薬剤師会会长 殿

日本薬剤師会
会長 岩月 進
(会長印省略)

電子処方箋の用法マスタの改訂について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬局総務課より、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

今回の改定に伴い、本年 11 月 1 日より新しい用法マスタの利用が開始されます。

つきましては、各薬局におかれましては新マスタの用法コードに対応できるよう電子処方箋対応のシステム事業者等とご連携の上、準備を進めていただきますようお願ひいたします。

なお、最新の電子処方箋マスタは下記リンクよりご参照いただけます。

会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知くださるようお願い申し上げます。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医薬品・医療機器 > 電子処方箋

電子処方箋管理サービスの処方箋情報等を記録するための用法マスタ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html#2.1>